

作成2012年05月17日

製品安全データシート (MSDS)

1. 製品及び会社情報

製品名 : ピーコン忌避剤ジェル
会社名 : エピオス株式会社
住所 : 広島市佐伯区皆賀1丁目1-30
担当部門 : 研究開発部
担当者 : 中本友若
電話番号 : 082-924-6871
FAX番号 : 082-924-6872
整理番号 : FM-J1019-J05

2. 危険有害性の要約

最重要危険有害性

有害性 : 長期又は繰り返し接触する場合は、刺激性を示す恐れあり。
環境影響 : 生分解性は低いと考えられる。
物理的及び化学的危険性 : 可燃性があるので、火気に注意する。

分類の名称 : 分類基準に非該当 (分類基準は日本方式)

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
化学名又は一般名 : ピーコン忌避剤ジェル
成分及び含有量 : 合成油、有機金属石けん、添加剤(トウガラシエキス)
化学特性(化学式) : 非公開
官報公示整理番号 : 非公開
(化審法、安衛法)
CAS No. : 非公開

4. 応急処置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移し、必要なら医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合 : 水と石けんで付着した部分を洗う。もし、皮膚が赤くなったり、かゆみが生じた場合は、医師の診断を受ける。
目に入った場合 : 清浄な水で15分洗った後、眼科医の診断を受ける。
飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。

5. 火災時の措置

消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末、炭酸ガス
使ってはならない消化剤 : 棒状の水
特定の消火方法 : 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を使用する。大規模火災の際には、泡消火剤、霧状の強化液を使用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 作業の際は適切な保護具を着用する。
環境に対する注意事項 : 回収物や使用したウエス等は法規に従って処分する。
除去方法 : ヘラ等でできるだけ多く空容器に回収し、残りはウエス等で拭き取る。
二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものをすみやかに取り除き、消火用器材を準備する。

7. 取扱及び保管上の注意

取り扱い

- 技術的対策 : 保護眼鏡や保護手袋等の適切な保護具を着用し、直接の接触を避ける。
- 注意事項 : 作業場の換気を十分に行う。
- 安全取扱注意事項 : 火気注意

保管

- 適切な保管条件 : 直射日光を避け、冷暗所に保管する。通風をよくし、蒸気が滞留しないようにする。
強酸化剤(混触禁止物質)と分離して保管する。
火気厳禁。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- : 蒸気又はミストが発生する場合は発生源の密閉化又は局所排気装置を設ける。電気機器類は防爆構造のものを用いる。取り扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

管理濃度

- : 設定されていない
(作業環境基準：労働省告示第26号、平成7年3月27日)

許容濃度

- 日本産業衛生学会 : 設定されていない (2001年度版)
- ACGIH : 設定されていない (2001年度版)

保護具

- 呼吸用の保護具 : 通常の手扱い条件においては特に必要なし。
蒸気又はミストが発生する場合は有機ガス用を着用する。
- 手の保護具 : 耐油性の手袋
- 眼の保護具 : 飛沫が飛ぶ場合は普通型保護眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 通常の長袖作業服

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

- 形状 : 粘ちょうバター状
- 色 : 淡黄色
- 臭い : 特異臭

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

- 沸点 : データなし
- 融点 : 180℃以上 (@JIS K2220-5.4滴点)
- 分解温度 : データなし
- 引火点 : 主成分の基油は200℃以上 (@C. O. C)
- 発火点 : データなし
- 爆発限界 : データなし
- 蒸気圧 : 極めて小さい
- 密度 : 0.9 g/cm³ (@15℃)
- 溶解性 : 水に不溶。ベンゼン及びトルエンなどや石油系溶剤に溶解する。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 室温では安定
- 反応性 : 水との反応性はない。
- 避けるべき条件 : 強酸化剤(混触禁止物質)との接触

11. 有害性情報

- 急性毒性 : データなし
- 局所効果 : 長期又は繰り返し接触する場合は、刺激性を示す恐れあり。
- 発がん性 : データなし

12. 環境影響情報
- 移動性 : 環境に排出された場合、土壤に移動する可能性がある。
 - 残留性/分解性 : 生分解性は低いと考えられる。
13. 廃棄上の注意 : 焼却炉で少量ずつ焼却処分するか、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
14. 輸送上の注意
- 国連分類 : 国連勧告の定義上危険物に該当しない
 - 国連番号 : 非該当
 - 国内規制 : 消防法 非危険物
海上輸送及び航空輸送非危険物
15. 適用法令
- 消防法 : 指定可燃物可燃性固体類 (非危険物)
 - 労働安全衛生法第57条の2第1項通知対象物 : 非該当
 - 化学物質管理促進法 (P R T R法) 第一種及び第二種指定物質 : 非該当
 - 水質汚濁防止法 : 油分排出規制 (許容濃度5mg/l ノルマルキサン抽出分として)
 - 海洋汚染防止法 : 油分排出規制 (原則禁止)
 - 下水道法 : 鉱油類排出規制 (5mg/l)
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)
16. その他の情報
- 引用文献
 - ・「産業衛生学雑誌」(2001/7) 日本産業衛生学会
 - ・「T L V s and B E I s」(2001) A C G I H
 - ・原材料の製品安全データシート
 - ・IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME
 - ・製品安全データシートの作成指針 (改訂版) 日本化学工業協会
 - 記載内容の取扱い
本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。すべての化学品には未知の有害性がありうるため、取扱には細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。